

# 印刷物仕様書 2 (ポスター・チラシ・リーフレット・地図類)

**担当部署** 県土整備部 建築開発課      **担当者** 中村 浩也      **TEL** 059-224-2708

**印刷物の名称** 人権啓発ポスター「お答えしません!!」      **数量** 2,000 部

**種別** ポスター

**仕上がりサイズ** (折り加工の有無に  
関係なく記載する) A4判 よこ型

**展開方法** (折り加工する場合に  
ごらしに載せる)

デザイン 依頼	項目	数量	項目	数量	特記事項

レイアウト 確認	項目	数量	項目	数量	特記事項

デジタル原稿
アナログ原稿

原稿 種類	種類・ファイル形式・規格等	数量	種類・規格等	数量
原 稿	文字原稿			字
	身振原稿			点
	表紙原稿			枚
	図版原稿			点
図 版 原 稿	A4版データ EPSデータ・PDFデータ有り	1 点	A4版のポスター	1 点
内 訳 原 稿				
完 全 原 稿				
特 記 事 項				

種類・ファイル形式・規格等      数量      種類・規格等      数量

文字原稿      点      点

身振原稿      枚      枚

表紙原稿      点      点

図版原稿      点      点

A4版データ      1 点      A4版のポスター      1 点

EPSデータ・PDFデータ有り

点      点

点      点

点      点

点      点

点      点

点      点

点      点

点      点

点      点

点      点

点      点

点      点

点      点

点      点

刷版	CTP版又はPS版(どちらでも可)													
印刷	オフセット													
ページ数・校正・印刷色・用紙	紙面の構成		印刷色		文字校正		色校正		用紙					
			色数	印刷色	回数	部数/面	種類	回数	部数/面	品種・銘柄	規格	重量又は厚さ	単位	
	両面	表	色		回	部			回	部		判	kg	g/m <sup>2</sup>
		裏	色		回	部			回	部				
	片面	1	4色	フルカラー	1回	1部	カラープリンター	1回	1部	コート紙 菊版	A4	判	86.5 kg	g/m <sup>2</sup>
			色		回	部			回	部		判	kg	g/m <sup>2</sup>
		色		回	部			回	部		判	kg	g/m <sup>2</sup>	
特記事項	色あせ防止加工													
製本加工														
特記事項														
納品日	<del>令和2年 1月 24日 (金) 16時 まで</del>													
納品場所	県土整備部 建築開発課				分納 : なし				送料 : 含む					
納品内容	EPSデータ および PDFデータ						使用目的 : 三重県ホームページ							
包装・梱包	500 部単位 包装(クラフト紙)													
特記事項														
著作権等	<p>1 本契約に基づく成果物の所有権は、三重県へ成果物の引渡し完了したときに三重県に移転するものとする。</p> <p>2 本契約に基づく成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、成果物の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、著作者は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって行使しないものとする。</p>													
暴力団等の排除	<p>1 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下暴力団等という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。          ア 断固として不当介入を拒否すること。          イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。          ウ 委託者に報告すること。          エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。</p> <p>2 受託者が上記のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。</p>													
その他特記事項	<p>本調達にかかる印刷については、「みえ・グリーン購入基本方針」に基づく「平成30年度環境物品等の調達方針 3 役務 印刷」の判断基準を満たすこと。(同調達方針では、印刷にかかる「判断基準及び配慮事項」は「国基準等を準用」しているため、具体的には「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」第6条の規定により定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成30年2月) 22-2印刷」の「判断の基準」を満たすこと。</p> <p>参考:「みえ・グリーン購入基本方針」「環境物品等の調達方針」          三重県ホームページ <a href="http://www.pref.mie.lg.jp/GYOUKAKU/HP/84547044152.htm">http://www.pref.mie.lg.jp/GYOUKAKU/HP/84547044152.htm</a>          「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」          グリーン購入法. net <a href="http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html">http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html</a></p>													

2/14(金) 16:00まで